

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3252号)

令和7年8月27日

横情審答申第3252号  
令和7年8月27日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年8月24日総労第11685号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日1付 送信メール（件名：【教えてください】【児童手当】  
配偶者同行休業中の児童手当の支給について）」外2件の一部開示決定に対  
する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に示す文書1から文書3までを特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定年月日2付児童手当支給消滅通知書に関する文書  
こども青少年局へ1年以上海外にいる保護者への児童手当は廃止するという回答を  
総務局労務課がもらっていると、総務局労務課から説明を受けているので、そのこど  
も青少年局への疑惑照会に関する記録簿。また、過去に1年以上海外にいる職員に対  
する児童手当について、海外に出てから1年経過後の支払い済み児童手当を戻入した  
と総務局労務課から説明を受けているが、それに関する記録簿。」との開示請求（以  
下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令  
和5年6月30日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」とい  
う。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというもので  
ある。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12  
年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号及び第5号柱  
書に該当するため一部を開示としたものであって、その理由は、次のように要約さ  
れる。

(1) 条例第7条第2項第1号の該当性について

文書3のうち対象者の氏名、住所及び職員番号については、個人に関する情報で  
あり、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当し、不開示と  
した。

また、文書3のうち所属、決裁欄課長名及び係長名については、他の情報と照合  
することにより、特定の個人を識別することができるため、本号に該当し、不開示  
とした。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性について

文書1及び文書2のうち職員の個人メールアドレスについては、日常の事務にお

いて市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあるため、本号柱書に該当し、不開示とした。

### (3) 文書の特定について

審査請求書において「消滅届にいたるまでの課内打合せ記録など」の開示を求める記載があるが、開示請求書における「過去に1年以上海外にいる職員に対する児童手当について、海外に出てから1年経過後の支払い済み児童手当を戻入した・・・に関する記録簿」との記載から文書3以外の文書の特定は困難であった。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。
- (2) 文書1及び文書2において、不開示とされている一部の職員名の開示を求める。
- (3) 文書3について、その児童手当受給事由消滅届に至るまでの課内打合せ記録などが見たいのであって、この書類ではない。

労務課からは過去海外に1年以上いる職員に支払い済み児童手当を戻入させたと説明を受けており、その記録を開示請求したが、文書3からは、海外に1年以上いることも、どのような話し合いで文書3の提出に至ったのかも全く分からぬ。

## 5 審査会の判断

### (1) 横浜市職員に係る児童手当に係る事務について

児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）及び関連法令に基づき、日本国内に住所を有し、中学校卒業までの児童を養育している等の支給要件に該当する者に対して支給され、その支給を受けるべき事由が消滅したときは、児童手当受給事由消滅届を市町村長等に提出しなければならないこととなっている。

横浜市における児童手当の認定等の事務は、こども青少年局こども家庭課が担当し、横浜市職員（市長部局に所属する職員に限る。以下「職員」という。）に対する児童手当の認定等の事務は、総務局労務課が担当している。

総務局労務課では、児童手当の継続について、毎年、児童手当を受給している職員から現況届の提出を受け、審査の上で、受給資格が継続されないことを把握した

場合には、該当職員の属する区局労務主管課に対し、電話、電子メール等により、児童手当受給事由消滅届の提出を含む手続について案内を行う。

なお、総務局労務課が行う受給資格の審査において疑義がある場合は、総務局労務課からこども青少年局こども家庭課に問い合わせることもある。

(2) 本件審査請求文書について

ア 文書1は総務局労務課がこども青少年局こども家庭課に対し、配偶者同行休業を取得している職員に係る児童手当の受給資格の有無について、照会を行ったメールである。

イ 文書2は文書1における照会に対する、こども青少年局こども家庭課からの回答が記載されたメールである。

ウ 文書3は総務局労務課が審査請求人に対して説明した、過去に1年以上海外にいた職員の児童手当を1年経過後の支払い済み分を遡及して戻入することとなつた事例について、特定の職員から総務局労務課に提出された文書であり、届出事項の記載欄と決裁欄を併せた様式となっている。

エ 審査請求人は不開示部分の開示及び本件審査請求文書以外の文書の特定を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性及び条例第8条第2項による一部開示について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除くと規定している。

イ 文書3のうち、氏名、住所、職員番号、所属並びに決裁欄課長名及び係長名が

不開示とされている。

- (ア) 文書3は、職員が一個人として提出した文書であるが、氏名、住所等が記載されており、一体として個人識別情報であって、本号本文に該当する。また、これらの情報は、児童手当受給事由消滅届という職員個人の私的な届出に記載されたものであって、職務の遂行に係る情報でないため、本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書ア及びイにも該当しない。
- (イ) ところで、条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。

本件では、「特定の個人を識別することができる記述等の部分」である氏名、住所、職員番号及び所属を除いた部分である、決裁欄課長名及び係長名については、届出者の識別性があるとまではいえないが、開示することにより当該届出者の探索可能性が高まるため、これらの情報は公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの個人識別情報については、条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(4) 条例第7条第2項第5号の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 文書1及び文書2のうち、職員の個人メールアドレスが不開示とされていることから、実施機関に確認したところ、これらの情報は、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、一般に公表していないとのことであった。

そのため、開示することにより、予期しないメールへの対応に時間を割かれる等して、これらのメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が

生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

ウ なお、審査請求人は、文書1について「一部の職員だけでなく、全員の氏名を開示すべき」と主張していることから、当審査会において見分したところ、不開示とされている部分は職員の個人メールアドレスのみであった。

(5) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件審査請求文書以外の文書の特定を求めているため、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 児童手当を受給している横浜市職員が、日本国内に住所を有していないことを把握した場合、該当職員の属する区局労務主管課に対し、電話、電子メール等により、児童手当受給事由消滅届の提出を含む一般的な手続について案内している。

一連の手続を経て、記録簿として残すものは児童手当受給事由消滅届のみであり、本件開示請求時も同様の事務であった。

(イ) したがって、本件開示請求においても文書3を特定し、開示した。開示請求書に記載された「それに関する記録簿」という記載だけでは、審査請求書に記載のある「消滅届にいたるまでの課内打合せ記録」や「どのような話合いで消滅届の提出にいたったか」を記した文書までを対象とすることは困難である。

なお、同一請求人から別に、審査請求書において特定を求めている文書の開示請求がなされたが、本件の事務手続において児童手当受給事由消滅届以外には保有していないため、文書不存在として不開示決定を行っている。

イ 上記アのとおり、本件審査請求文書のほかに、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書は保有していないという実施機関の説明に不自然な点は認められず、首肯できる。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表 本件審査請求文書

文書	名称
文書 1	特定年月日 1 付 送信メール（件名：【教えてください】【児童手当】配偶者同行休業中の児童手当の支給について）
文書 2	特定年月日 3 付 受信メール（件名：RE：【教えてください】【児童手当】配偶者同行休業中の児童手当の支給について）
文書 3	児童手当受給事由消滅届

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 8 月 24 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 4 月 23 日 (第396回第一部会)	・審議
令 和 7 年 5 月 28 日 (第397回第一部会)	・審議
令 和 7 年 6 月 25 日 (第398回第一部会)	・審議
令 和 7 年 7 月 23 日 (第399回第一部会)	・審議